

引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費 (令和2年度当初予算)

社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額 66,879百万円

1. 社会保障施策の充実(42,032百万円)

(単位:百万円)

事項名	経費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国庫支出金	諸収入	引上げ分の地方消費税	その他	
子・子ども育て	子ども・子育て支援給付費	35,063			23,562	11,501
	地域子ども・子育て支援事業費	4,966			3,213	1,753
	児童保護措置費	4,570	2,247	14	90	2,219
高の無償教育化	県設立公立大学法人授業料等減免事業費	179			179	
	私立専門学校授業料等減免事業費	3,258	1,629		1,629	
医療・介護	後期高齢者医療負担金	75,966			712	75,254
	国民健康保険助成費	48,599			3,641	44,958
	難病等対策費	5,212	2,579		2,547	86
	地域医療総合確保事業費	3,856	2,535	54	1,267	
	介護給付費負担金	59,258			3,448	55,810
	介護保険地域支援事業交付金	4,235			514	3,721
	地域介護総合確保事業費	3,627	2,421		1,206	
診療報酬の充実	18,309	4,868	53	24	13,364	
合計	267,098	16,279	121	42,032	208,666	

※ 診療報酬の充実分については、「後期高齢者医療負担金」、「国民健康保険助成費」及び「難病等対策費」は、各々の項目に計上。診療報酬の改定分のみの事項は、「診療報酬の充実」に計上。

2. 社会保障施策の充実以外の使途(24,847百万円)

- 社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費に充当。